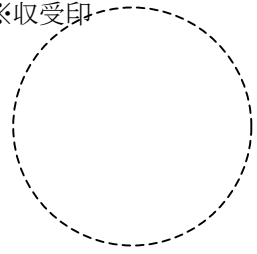


給与支払報告  
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号 ※

長門市長 あて 平成 年 月 日 提出	※収受印 	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地					特別徴収義務者 指定番号		
			名称					個人番号	※	
			代表者の 職・氏名印	(印)				連絡者の係及 び氏名並びに その電話番号	係 氏名	
給与 所得者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降 退職時までの 給与支払額
	氏名	(旧姓)		円	月から 月まで 円	月から 月まで 円	年 月 日	1 退職 2 転勤 3 休職 4 死亡 5 長欠 6 その他 ( )	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付)	円 控除社会保険料 円
	生年月日	T・S・H	年 月 日	円	円	円	年 月 日			
	住所 1月1日 現在の住所	必ず記入願います								
住所 給与の支払を 受けなくなった 後の住所										

◎新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には、以下の項目に必ず記載してください。

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒 名称等	電話 ( ) -	左記転勤先へは月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。
-----------------------	--------------	----------	--------------------------------------

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収については、以下の項目に必ず記載してください。

一括 徴収 理由	一括徴収する場合			徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額計(ウ)と同額	備考	
	1	異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申し出があったため。	異動者 (印)	月 日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分 で納入します。(翌月10日納期限)	
	2	異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。		月 日	円			
	一括徴収しない場合						現年度	新年度
1	異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申し出がないため。					※	※	※
2	特別徴収の継続の希望があるため(転勤の場合も含む)。							
3	異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額を超える給与又は退職手当等の支払がないため。							
4	死亡による退職のため。							

※欄は、記載しないでください。

退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

## 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載心得

### 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払いを受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

### 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

### 3 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を必ず記載してください。異動後の住所が不明のときには、給与の支払を受けなくなった後の住所を記載してください。

### 4 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄には、次の要領により記載してください。

- (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「1 特別徴収継続」を○で囲んでください。
- (2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「2 一括徴収」を○で囲んでください。
- (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「3 普通徴収」を○で囲んでください。

**【注意】次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合を除き、特別徴収義務者は必ず一括徴収しなければなりません。**

①異動が12月31日までで、一括徴収の希望がないため。

②5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③死亡による退職であるため。

### 5 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までには支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までには給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

### 6 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支払月日を記載してください。

### 7 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額(退職者の申出額又は一括徴収予定額を給与若しくは退職手当等のそれぞれの額によってあん分した額)を記載してください。

### 8 退職した方の残りの税額は、なるべく一括徴収していただきますようお願いいたします。